郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会(第1回)議事要旨

1 日時

平成19年8月7日(火)14:00~16:00

2 場所

総務省 1階 共用会議室2

- 3 出席者
- (1) 構成員(五十音順、敬称略) 井手 秀樹、大谷 和子、清野 幾久子、藤谷 護人、藤原 靜雄
- (2) 総務省

橋口郵政行政局長、原口郵政行政局総務課長、後藤郵便企画課長、松岡郵便企画 課課長補佐

4 議題

- (1) 開催要項及び研究会の公開について
- (2) 研究会の進め方について
- (3) 郵便事業とその個人情報保護に係る取組の現状について
- (4) 日本郵政公社に対するヒアリングの実施について
- (5) 今後のスケジュールについて
- 5 議論の概要
- (1) 座長の選任について
 - 〇 藤原構成員を座長に選任
- (2) 開催要項及び研究会の公開について
 - 資料1-1及び1-2について事務局より説明し、了解を得た。
- (3) 郵便事業とその個人情報に係る取組の現状について
 - 資料2について事務局より説明し、次のような議論が行われた。
- (構成員) 完全民営化によって、職員情報等のインハウス情報も個人情報ということとなるが、その点は本研究会の検討の視野に入れるのか。
- (事務局) インハウス情報については、厚労省所管のガイドライン等に従うものと考える。本研究会においては、郵便事業に関係する個人情報の保護につきご検討いただきたい。
- (構成員) 郵便法に関する秘密の保護に関する規定は、職員に対しても適用されるのか。また、その規定は、郵便業務に従事する者以外の者とどのような差異があるのか。

- (事務局) 秘密保護の規定は、職員に対しても適用される。罰則の面では、郵便物開 被罪については職員と非職員との間に特段の差異はないが、信書の秘密を侵 害する罪については郵便業務従事者の方がより重罰を科される。
- (構成員)窓口業務が郵便局会社に委託され、運送等の委託制度もあるというが、このガイドラインの適用対象は、郵便事業会社となるのか。
- (事務局)事務局としては、郵便事業全体を検討の射程においていただきたいと考えている。

(2) 日本郵政公社に対するヒアリング

- 日本郵政公社よりヒアリングを行い、次のような議論が行われた。
- (構成員)経産省や金融庁のガイドラインは、情報管理等の手続について詳細に規定がなされているが、そういった事項については今後検討していくのか。
- (公社) 当社としては、物流関係業務については国交省の監督下に入るので、同省の ガイドラインには適合するよう準備しているところ。それにこの研究会の議 論を経て策定される予定の郵便事業のガイドラインについても精査し、足り ない部分は補って参りたい。
- (構成員) そうすると、本研究会で検討するガイドラインは、あくまで総則的なもの を規定し、具体的な情報管理等の手続については郵便事業会社において手当 するという前提でいればよいか。
- (公社) 現状においても、セキュリティについては相応の準備をしているが、郵便事業のガイドラインで新たな規定が設けられれば、それについても対応して参りたい。
- (構成員) 郵便局においては、郵便に関しては郵便事業のガイドライン、小包に関しては国交省のガイドライン、貯金・保険に関しては金融庁のガイドライン、 それに一般的な事業経営者として経産省ガイドラインが適用されるという ことで、四種類のガイドラインが重畳的に適用されることになるのか。
- (公社) 郵便局会社においては、各業務に関してそれぞれのガイドラインの適用を受けるものと考える。郵便事業に関しては、郵便事業のガイドラインが基本になるものと思料。
- (構成員) 郵便局会社における個人情報の管理等については、郵便事業会社としては 郵便事業のガイドラインと国交省・経産省のガイドラインに従うという考え か。
- (公社) 郵便事業会社としては、郵便局会社と業務委託契約を結ぶ際に、ご指摘のガイドラインを踏まえて個人情報の管理等を適切に行うべき旨を契約書に定めるものと考えている。
- (構成員) そうすると郵便局会社も郵便事業のガイドラインの適用を受けることになるのか。
- (事務局)個人情報データベース等の定義(特定できる個人の数が6ヶ月間にわたり 5000人を下回らない)との関係も整理する必要があるが、基本的に郵便

事業のガイドラインが適用されると考える。

- (構成員) 郵便局会社も明らかに5000人分以上の個人情報を扱っているのではないか。
- (事務局) 内閣府に照会したところ、個人情報データベース等の定義に際しては、検索可能性に着目するとの解釈を示された。郵便事業においては、個人情報は局単位で管理しているため、個別の局において5000人分以上の個人情報を有しているかという点は疑問。
- (公社) 配達原簿ファイル等は郵便事業会社の各支店で管理するが、窓口業務に関しては郵便局会社の郵便局で行われることとなる。具体的には、郵便局で入手・管理される情報は、郵便物の引受けに関する情報や書留の引受け処理に関する情報。小規模局で、これらの情報が5000人という数に及ぶかどうかということがあると考える。
- (構成員) 郵便局会社において個人情報を入手・管理するということはあるのか。
- (公社) 民営化後の郵便事業に関しては、書留の引受けに関する情報等に限定されるので、5000人を超える情報を検索可能なように体系化するかどうかというと疑問。
- (構成員)現在の郵便局が、今後は、郵便事業会社の支店と郵便局会社の郵便局が同居する形になると理解したが、ファイアウォールのようなものは整備されるのか。
- (公社)郵便事業会社の支店になる部分と郵便局になる部分との間に壁を設置する改装工事を行っており、8月中には完成する見込み。
- (構成員) 配達原簿ファイルは、極めて詳細な個人情報を含む独自のものと思われるが、その作成に当たっては、どのような方法で個人情報を取得したのか。
- (公社) 元々の原データというべきものは、郵便局において局員が個別に把握していった住居情報であり、転居届によって転居情報を入手してこれを更新するということを歴史的に継続していった結果として、現在の配達原簿ファイルが 構成されたもの。
- (構成員)内容証明郵便の取扱いはどうなるのか。インターネットでも内容証明の引受けを行っているはずだが。
- (公社) 内容証明郵便は郵便局で引き受ける。このため郵便認証司制度が郵便局に配置される。インターネット引受けの方は東京中央郵便局等の大規模局においてデータを受信し、これを印刷・封緘して郵便物を作成し送達する。
- (構成員) いずれにせよ、郵便局会社は職員数10万というのであれば、それだけで 個人情報保護法の適用範囲ではないか。
- (事務局)個人情報保護法の適用の有無に関して言えばご指摘のとおり。他方、郵便 事業に関する個人情報保護のガイドラインの視野に含めるべきか否かにつ いては、別途検討が必要と思料。
- (構成員)郵便事業において取り扱われる個人情報の量は膨大であると思われるが、個人情報の存在状況については把握しているのか。

(公社) 個人情報の所在については確認済み。

- (3) 今後の予定
 - 〇 次回会合は9月開催を予定。